

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	子育て支援員研修について	<p>子育て支援員研修を受けたいと思ったのですが、吹田市では開催されていませんでした。</p> <p>大阪市、豊中市、八尾市なども開催されています。</p> <p>ファミリー世帯の多い吹田市なので、是非、この事業に取り組んで頂きたいです。</p> <p>他の市でも、申込は可能ですが該当市の方が優先されるので受講は難しいようです。</p> <p>吹田市の保育施設でも保育士でなくても子育て支援員OKの求人がありますが、該当市が開催していないのは残念です。</p> <p>是非、検討をお願いします。</p>	<p>本市では保育施設への就労支援等の実施により、保育士の確保や保育力の向上に取り組んでおります。</p> <p>子育て支援員研修の実施も含め、より良い保育の実現に向けた検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R3.4.20	R3.5.7
2	不承諾通知について	<p>今回、保育園に落選し、育休延長することになりました。そちらから送付された保留通知を会社に提出したところ、この書類では手続きできないと言われました。(事前に保育幼稚園室に確認し、育休延長のためには、この書類を提出してくださいと誤案内されました。)</p> <p>入所できなかった日付と受領印があるものが必要とのことで、今回未利用確認書というものをもらえることとなりました。(これを理解してもらえぬのも、かなり時間がかりました。しかし、受領印はないとのこと…。会社には、後で再度確認する予定です。)</p> <p>大阪市や神戸市に住んでいる知人は、最初から日付、受領印有の書類が送られてきたそうです。</p> <p>また、未利用確認書という、訳の分からない名前ではなくて、きちんと不承諾通知と書かれていたようです。(全国的にも、育休延長のためには、「不承諾通知」が必要と、ネットで調べてもすぐ出てきます。)</p> <p>育休制度の内容は、全国的に同じはずです。その育休を申請する為に必要な書類も、全国基準の「普通」のものにしてください。何をオリジナルにしているのか、意味が分かりません。まず、きちんと入所不可の日付、受領印のあるもの。そして、普通に不承諾通知くださいと言えば、すぐに理解してもらえようにしてください。</p> <p>よく、この問い合わせがあると、担当の方が仰ってました。そうなのであれば、改善してください。</p> <p>「普通」にするだけで、いいと思うのですが…。よろしくお願いします。</p>	<p>ご指摘の「不承諾通知」について吹田市では、「保育の利用調整結果通知書」として通知しております。「保育の利用調整結果通知書」には、不承諾となった結果は印字されますが、いつ時点の申込結果かどうかは印字されません。</p> <p>育児休業の延長手続きの際に、合わせて申請書の写しや申込を証明する書類を求められる場合があります。その際に、吹田市ではご希望に応じて、「提出済みの申請書の写し」や「未利用確認書」という書類を郵送で送付しております。</p> <p>「未利用確認書」は、あくまで「保育の利用調整結果通知書」を補完するものですが、管轄のハローワークには、育児休業手続きの延長に有効な書類として確認しております。</p> <p>仮に「未利用確認書」を公印入りの証明書とした場合、発行手続きに更に時間を要したり、場合によっては手数料を頂戴したりする場合がありますため、市民サービスの観点からこの手続きを継続しておりますが、再度、管轄のハローワークに「未利用確認書」の有効性を確認したうえで、変更が必要かどうかを検討してまいります。</p> <p>また、お問い合わせいただかなくても手続きについて皆様にご理解いただけるように、より分かりやすい案内文書やホームページのFAQの充実にも努めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R3.5.10	R3.5.21
3	児童手当現況届 電子申請について	<p>今年度の児童手当の現況届につきまして市の推奨される電子申請を利用しようと試みてみましたが、操作の途中で市の電子申込みシステムと電子申請アプリが上手く連携せず、手続きが進められませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリのリリース後利用者の声をご覧いただいていますでしょうか？ ・職員の方も実際に同アプリを利用されているのでしょうか？ <p>もし利用方法に間違いが起りやすいのであれば、①使用方法や注意点のマニュアルを添付、または②ホームページへ掲載しQRコードを書類に記載するなどの取り組みをしていただけると助かります。</p> <p>正直マイナンバーカードを利用した電子手続きの方が時間も手間もかかり不便です。</p>	<p>本市、子育て給付課では令和3年4月より吹田市電子申込システムでの児童手当の申請受付を開始し、同年6月からは児童手当現況届の受付を開始いたしました。これらの電子受付開始にあたりましては、職員がテスト申請等を行い問題が無いことを確認いたしております。</p> <p>しかしながら、児童手当現況届の電子受付開始後、市民の方から電子署名アプリ関連の不具合について複数のお問合せがあり、この度の御指摘につきまして、当該システムの運用・管理担当室に報告し、改善を依頼しているところです。</p> <p>子育て給付課におきましても、電子申込システムでの申請方法について案内を作成する等、今後スムーズに手続きいただけるよう工夫してまいります。この度は、貴重なご意見をありがとうございました。</p>	子育て給付課	R3.6.8	R3.6.21

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	疾病による保育園の退園について	<p>2020年12月に、子どもが小児がんと診断され、長期入院を余儀なくされました。当時公立保育園2歳児クラスに在籍していましたが、退園となってしまいました。父は変わらず在職、母である私は3月まではフルタイム勤務・4月から介護休暇を取得しています。本人は夏頃退院予定で、母の介護休暇のリミットである9月末より保育園に入園希望です。</p> <p>病気でやむを得ず退園したのに、再入園の際に何のサポートもない事、在園していた園に復帰できない(確約はない)事が腑に落ちません。育休中の兄弟児は預かってもらえているのに、病気療養の子が退園になってしまう…こちらも腑に落ちません。</p> <p>減多にない事例であるとは思いますが、働く親として苦慮しています。せめて、再入園の際は加点してもらえなどの制度を市長さん、一考いただければと思います。</p>	<p>保育所等の利用を希望される世帯が多くある中、本市では、私立保育所の新設や増改築などにより、大幅な入所枠の拡大を図ってまいりましたが、依然として全ての児童を希望どおりに受け入れられない状況が続いております。</p> <p>その中で認可保育所等は、保護者の仕事や病気等の事由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設ですので、病気療養等の御事情がある場合を含め、原則連続して2か月を超え、保育所等を欠席した場合は退所となります。</p> <p>一方で国の制度上、育児休業中の利用につきましては、当該施設を引き続き利用することが必要であると認められる場合のみ在園を認められております。</p> <p>保育所等の入所につきましては、吹田市利用調整基準に基づき指数付けをしており、指数の高い方から順番に御案内をさせていただいております。介護休暇が9月末までということで、9月もしくは10月より保育所等に入所希望と見受けられますが、少しでも入所の可能性を拡げていただくため、通園可能な希望園の検討を皆様にはお願いしているところでございます。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴いたします。</p>	保育幼稚園室	R3.6.18	R3.6.24
5	保育所等の保育料の多子減免について	<p>保育料は2人目は半額、3人目は無料になるかと思いますが、年の差のある兄弟で保育園の在園期間が重ならない場合はその対象にならない点を改善頂きたいです。一時的な負担は確かに年の近い兄弟は大きいかもしれませんが、長期的に見た場合、家庭としての負担は同じです。毎月5万とすると、乳児期の3年間で2人目なら90万、3人目なら約180万も差があることになり、同じように子を育てているのに不公平だと感じます。国も不妊治療に力を入れておりますが、不妊治療で授かる場合、望んで歳の差をあけている訳ではないことが多いです。少子化対策として是非ともご検討よろしくごお願い致します。</p>	<p>保育料については、子ども・子育て支援法において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定められる応能負担の原則が示されており、国の定める保育料の徴収規定において保育料の多子減額の適用については、低所得世帯については兄弟間の年齢に制限は設けず、一定以上の収入がある世帯については兄弟間の年齢に制限を設けたものとなっております。</p> <p>吹田市の保育料徴収基準額については、国の定める徴収基準額の約7割で設定することで保護者の負担軽減を図り、多子軽減については国の規定に準じた取り扱いとし、一定の同時期に多子の保育料を支払う過度の負担を軽減するものとなっております。</p> <p>ご指摘のとおり、現在の国及び吹田市の保育料徴収に係る規定では、一定以上の収入のある世帯の場合には、兄弟間の年齢差によって多子軽減が適用されない場合がありますが、応能負担の原則に基づき定められた制度でございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、この度いただいた貴重な御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R3.7.12	R3.7.21

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	コロナに絡む保育園への対応について	<p>登園の自粛要請が8月30日からされました。私立に関しては同等の対応をお願いしているだけで終わっています。そんなコロナ対策でいいのですか？公立であれ私立であれ園児は扱いは同じにすべきだと思います。もう少し、強制力をもって対応していただきたい。</p>	<p>吹田市では、国・大阪府の「原則開所」の考え方にに基づき、大阪府への「緊急事態宣言」発出後も、感染防止対策を徹底しながら、保育を実施しております。</p> <p>しかし、新型コロナウイルスの「第5波」で、未就学児への感染リスクが急拡大しており、吹田市内の感染者が増え続けていることから、市立の幼稚園・認定こども園・保育所等では、令和3年8月30日(月)から令和3年9月30日(木)までは、家庭での保育が可能なのは、登園の自粛を依頼し、私立の各施設においても公立に準じてもらうよう依頼しております。</p> <p>私立の各施設の運営方針や運営上の取扱いにつきましては、各施設での判断となりますので、コロナの対応につきましても同様となりますが、情報共有を密にし、教育・保育施設内での感染拡大の抑制に尽力しております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合がありますが、現状の取り扱いにご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R3.9.3	R3.9.14
7	保育園幼稚園入所の担当の方の対応について	<p>保育園幼稚園入所の担当の部署の方。適当なことを言わないでほしいです。</p> <p>5月頃に2歳児クラスで保育園に入れなかと問い合わせをしました。今のところ小規模も空きはないです。でも来年少で保育園に入れなかった場合は幼稚園の預かり保育を利用できますよと説明を受けました。その言葉で預かり保育が必要な人は利用できると思っていました。が、しかし、公立の子ども園は自分の地域には無く隣の地域まで足を伸ばしても募集は1号認定は学年10人だけ。最長で9時から18時。申し込みは倍以上あることが予想されるそうです。私立の幼稚園は送り迎えできる範囲の場所はどことも保育料以外の料金が高い上に抽選でしか入れないそうです。入れても預かり保育に人数制限があるそうです。</p> <p>もちろん保育園は点数が足りず入れない見通しです。</p> <p>部署の方は地域の実情を把握されていないのでしょうか？無責任なことを言わないでほしいです。そして早急にこの実情を改善してほしいです。当てが外れて本当に困っています。</p>	<p>この度は、丁寧な説明対応ができておらずご迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。</p> <p>お問い合わせいただきました地域での2歳児クラスの年度途中での入所につきましては、市外転出等で空きが出て待機児童がいるため、その中で利用調整となり入所にくい状況が続いております。また、市内全体では、この4月での待機児童の解消には至っておりません。</p> <p>令和4年4月には、新たに4園の保育園が開園予定となっております。また、幼保連携型認定こども園に移行する園が4園ございます。全体定員で約400名増加し、待機児童の解消を見込んでおります。</p> <p>希望園を送迎可能な範囲で広げていただければ、3歳からの入園の可能性が広がりますので、是非、令和4年4月の一斉申込をご検討いただければと思います。</p>	保育幼稚園室	R3.9.10	R3.9.22

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	吹田市の保育の在り方について	<p>子どもが2人おります。上の子は発達障害児です。当時、発達支援保育制度とすぎのこ学園両方を申し込みました。しかし、役所の方からは「すぎのこレベル」、すぎのこ学園の方からは「発達支援保育利用が相当」と言われ、見学や面談をたくさんした上でどちらにも受け入れてもらえず、親が疲弊させられたただけでした。</p> <p>最終的に私立の幼稚園に入れてもらい、今は療育も並行して通わせていただいています。そこであたたかく育てていただいています。</p> <p>吹田市は障害児保育に手厚いと聞いていたのですが、このようなつらい思いをした親は私だけではないと思います。</p> <p>また、面接の時にはかなり値踏みされた上に、母親の関わり方にも問題があるといったようなことを言われて、大変傷つきました。</p> <p>当然ご存じだと思いますが、発達障害は障害です。母親のせいでものではありません。もちろん、わたし自身もできる限り勉強しております。</p> <p>人と関わることは大切です。ですが、障害のある子どもに対しては技術的な関わりも必要です(視覚支援やABA等)。愛着だけでは子どもは育ちません。</p> <p>保育士の方たちがそのような前時代的な感覚で保育しているのであれば、吹田市の保育は本当に良くないと思います。そこは猛省し、きちんと勉強して改めていただきたい所です。</p> <p>上の子は幼稚園が合っていたようですのでそれは良かったのですが、下の子も発達がゆっくりです。ですが、吹田市の保育の対応に絶望しているため、公立の利用申し込みは致しません。</p> <p>たかが1家庭の単なる愚痴として切り捨てるか、市として保育の在り方を考え直す機会としていただけるかは、市長にかかっているのではないかと思います。市長の目にも、わたしの意見を触れさせていただきたいです。その上で、保育課の方や市長からの返信がいただきたいです。</p> <p>公立の施設が見捨てた子どもは私立の幼稚園様のおかげで育ちました。これをどう思われますか？</p>	<p>発達支援保育や杉の子学園の面接は入所に係る面接であるため、お子さまの健康状態や育ちの過程等を妊娠中のときまで遡り保護者様にお話を色々伺っております。</p> <p>お話を伺うなかでかかわり方がお子さまの特性の要因の1つと囚われてしまう発言があったことお詫び申し上げます。</p> <p>今後、支援が必要なお子さまに対する支援方法につきましては、保育所等関係職員は更なる研鑽を積んで参ります。</p>	保育幼稚園室	R3.9.15	R3.9.24

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9 令和4年度の保育所一斉申込について	<p>私は認可保育園に空きがなく、認可外保育園に子供を預け働いています。今の保育園は素敵でありたいですが、認可保育園利用時の3倍以上の利用料が必要で、遠方で急勾配の坂を自転車ですら20分かかって通っています。フルタイムでの仕事復帰は叶わず時短です。その中で令和4年度の保育所一斉入所を申込もうとしておりますが、現在妊娠が発覚し、順調にすすめば5月頃に出産、4月中には産休に入る予定です。ですが、市の窓口にお問い合わせると4月に1日でも産休があれば、利用調整時の点数が“就労”ではなく“出産妊娠”となり点数が半減すること。半減するとなると希望保育園入所はとて難しいことは分かっています。しかしながら今のまま3倍の利用料を払っていくのは困難で、臨月出産直後の保育園送迎も困難です。</p> <p>家庭保育からの預け入れではなく、保育園利用しているの出産のタイミングが重なっただけで、就労としてみてもらえないのはとても悲しいです。今まで通りで個別対応は一切しない。のか検討の余地ありなのか回答いただきたいです。</p>	<p>保育の申込みにおける「就労」の要件は、国が「一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」と定めており、吹田市では、「64時間以上として週4日以上、一日4時間以上の労働すること。」と定めております。また、この条件での就労が前提で、一月の半分以上を実際就労する場合は、その月の初日から「就労」要件として認定します。</p> <p>一方で、「妊娠・出産」要件の期間の始まりは、国が「効力発生日から～」と定めており、吹田市では、「出産予定日の8週間前の日」が属する月の初日から～と定めております。</p> <p>労働基準法第65条に基づくと、産前は6週間で、労働者が請求した場合に就業させてはならない期間となります。ご意見の中では5月頃にご出産予定で、4月中には産休に入られるとのこと。産休を取られる前提で申しますと、4月中は一月の半分以上を実際に就労されないこととなりますので、「妊娠・出産」要件での認定となり、利用調整もその指数で行います。</p> <p>逆に申しますと、出産前でも一月の半分以上を実際に就労されることになると「就労」要件での認定が可能となります。しかし、産前のお体へのご負担を考えますと保育所等の申込みのためにご無理をされることはお勧めいたしません。</p> <p>最終的には、産前休業をいつから取られるかはお母様のご判断となりますので、当室としましては、制度上、4月に実際半月以上就労されるかどうかで「就労」要件での認定可否を判断いたします。</p>	保育幼稚園室	R3.10.12	R3.10.19
10 保育園関連書類の申請様式について	<p>保育園新規申請、および継続利用申請書類を電子データで提出可(手書きも選択可)にして頂けるとありがたいです。</p> <p>保育園を利用する乳幼児が2人おり、ここ数年毎年類似した書式を手書きで作成、送付しています。</p> <p>手書きの場合、作成にかなりの時間がかかりますが、記載内容は毎年あまり変わらないので、excelなどの電子データであればかなりの時間削減になると思います。</p> <p>また、(こちらの想像ですが)市役所側での判読、入力、点数化作業なども省力化できるのではないのでしょうか。</p> <p>電子データでの提出が導入されない理由がありましたら、教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。</p>	<p>申請書類等については、できる限り保護者様のご負担にならないような配慮に努めているところであり、勤務(内定)証明書や就労状況確認書などは吹田市のホームページ上で直接入力できる様式(Excel版)を公開しております。</p> <p>一方で、ご質問いただいた保育所等の利用申込書や現況届については、押印を不要としましたが同意欄などそれに代わる本人自署を必要としており、自筆で記入していただくことをお願いしております。</p> <p>今後、国の自治体DX推進計画に基づき、申請書類の全自治体の標準化や手続きの電子化などが進むため、申請様式の大規模な変更が想定されます。いただいたご意見も参考にさせていただき、今後も手続きの簡素化が進むように努めてまいりたいと思います。</p>	保育幼稚園室	R3.11.15	R3.11.22
11 保育園のコロナ対策について	<p>コロナの感染拡大において、娘の通っている保育園で10名以上のクラスターが発生し、不安な日々を送っています。保育園の園長に詳細を確認したところ、クラスターという認識はなく、保護者のモラルがなっていないのでこうゆうことになったと返答がありました。さらに、濃厚接触者の自宅待機期間を無視し、すぐに保育園を開園、感染対策を徹底した上でのことかと聞くと、手洗い・消毒の徹底のみ。食事の際の一定方向を向いて黙食も出来ないとのこと。園児どころか園長もマスクをしてない保育園へ今後子どもを預けるのは不安でしかないです。</p> <p>保健所、市役所で感染対策・保育の在り方等、指導に入ることはできないのでしょうか？子どもの命を預かっている自覚のない状態ではいつか大きな事故が起こるのでないかと心配です。</p> <p>詳細を確認し、ご返答をよろしく願いいたします。</p>	<p>私立の施設におきましては、法令等で定める基準を除き、運営方針や運営上の取扱いには各施設の判断となり、コロナ対応も同様となります。</p> <p>市としては、日頃から私立の各施設と情報共有を密にし、施設内での感染拡大の抑制に尽力しておりますが、最終的にコロナの感染予防を実施するのは各施設の判断によることとなりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、今回のクラスター事案につきましては、市としても重大な懸念事項と認識しており、監査担当部局である福祉指導監査室とともに、施設に対して原因の究明と再発防止策の徹底を指示しているところでございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合がありますが、現状の取り扱いにご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R4.1.24	R4.2.1

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	令和4年度の保育所一斉申込について	<p>下記一連の内容、対応に関して適切な対応であったかどうかの意見を求めます。</p> <p>正しいという場合は、縦割りでの対応、誤って確認、対応依頼をしてしまった場合、干渉しないという事に対してどういった点が適切な対応であったか詳細も求めます。</p> <p>去年、市市民総務室へメールにて、私の情報と意見を伝え説明を求めました。(保育室との電話(男性職員)の説明の中で疑問をもったからです。私の調べと電話口で対応した方の説明が異なりました)</p> <p>その件で保育室のアドレスから回答のメールが届き、メールでは私の調べと合っていましたが、電話口での問い合わせと内容に差違がありました。</p> <p>その為、再度電話にて「名前」と「令和4年一斉入所申し込みしている」「現状働いている」旨を名乗り問い合わせメールの内容で間違いないと確認致しました。上記一連の流れがありましたが、私の情報が保育室で反映されていませんでした。</p> <p>今年、保育室窓口にてこの件について問い合わせたところ〇〇から、縦割りの説明になるが、市市民総務室からの問い合わせは市民の声を回答したものだ。保育室は目を通して情報が反映はしない。と。</p> <p>では違う部署を介しての申し出には干渉しないのか？と問うと、「そうです。保育室に直接メールで相談してくれたら反映した。」という回答がありました。</p> <p>縦割り行政をなくそうと、国が政策を推し進めているなか、現場では未だに市民に対する説明で“縦割り”という理由で回答をするのでしょうか。</p> <p>実際、市市民総務室から私のメールは保育室に回っていて保育室が目を通して、保育室のアドレスから返信が届いているが、情報を反映しない。というも疑問が残ります。去年の保育室からの回答メールでも、当初職員が間違った回答をしていた件について謝罪もなく、その後も電話にて保育園利用調整点数の疑問点を問い合わせた際、〇〇さんから保護者の私に対して「何がしたいのでしょうか？」の発言も。</p> <p>一連の対応が全く市民のことを考えていないように思います。</p> <p>メールの件では保育室からの回答により産休のタイミングが異なりますので、妊婦の私からすれば重要な確認事項でした。</p> <p>このことから一連の対応に関して適切であるのか回答を願います。</p>	<p>ご本人様に対して、直接市政に対するご意見・ご要望(市民の声)の制度や仕組みを説明し、ご理解をいただきました。</p>	保育幼稚園室	R4.2.16	R4.2.18
13	コロナ禍における保育園の休園対応について	<p>ご家族が陽性者となり、園児が濃厚接触者の場合、対象園児だけでなく、クラス全体が休園になるのはいかがなものかと思う。</p> <p>ましてや他の園児は濃厚接触者にあたりませんとまで公表するのであれば、消毒後速やかに再開するのが妥当ではないでしょうか？</p> <p>保育幼稚園室との話し合いの結果と保育園からは連絡が入ったが、週末まで休園にする理由が分からない。</p> <p>どういった観点からか、教えて欲しいです。</p> <p>また、それぞれ細かく事情は違うとは思いますが、大まかな取扱いに関する基準を公表してほしい。</p>	<p>御質問いただいた新型コロナウイルス感染症に係る保育所の対応について、現在、本市ホームページにおいてお示ししている「新型コロナウイルス感染症に係る吹田市立の保育所・認定こども園・幼稚園等の対応について」(令和4年1月31日時点)をお伝えし、私立施設におきましても公立に準じた対応をお願いしていることをお伝えいたしました。</p> <p>その表において「園児本人または職員本人が陽性者となった」場合に休園対応することとしており、御質問にある「ご家族が陽性者となり、園児が濃厚接触者の場合、対象園児だけでなくクラス全体が休園」という対応はお示ししていないことをお伝えいたしました。</p>	保育幼稚園室	R4.2.16	R4.2.22

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	児童センターの運営時間について	<p>表題の通り、運営時間について意見と質問です。 12-14時に休館されているのですが、多くの子供はこの時間帯が活動的に出来る範囲で、特に低月齢の子供だと10:30-12時、14時以降はお昼寝をしていることが多いと思います。1番外に出やすいタイミングに入らない仕組みになっているのは何故でしょうか(そしてなぜ2時間も休館??) また入館に関してはコロナのため予約制で人数制限があります。1日入れる人数を決めているわけですが、密を防止したいという観点で行くと入ってすぐ帰る子もいるわけですからリアルタイムの人数制限も取り入れてはどうでしょうか。以前予約が満員と聞いて入ったのにガラガラだったので、がっかりしました。いつまでもコロナ一辺倒でサービスを縮小するのは嫌だなと思います。一時保育の枠もいつまでも縮小したまま広がらないですし、人手不足をコロナのせいに行っているところはないでしょうか。 はっきり申し上げて少しでも多くの市民に利用してもらおうという気持ちが考えられませんかと思う機会が多いです。子育てする側の立場にも立っている様にもあまり感じられないです。</p>	<p>この度は児童センターの運営時間につきまして、ご意見等のメールをいただきましてありがとうございます。 現在、吹田市内の児童センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、三密を避けて安心して児童センターをご利用いただくため、利用人数の制限、定期的な換気及び諸室やおもちゃ等の消毒の実施ための利用時間の縮小を継続しているところでございます。 この度、ご意見をいただきました利用人数並びに利用時間制限の緩和につきましては、重要な課題であると認識しており、新型コロナウイルスの感染状況と社会の動向を踏まえながら慎重に判断してまいりたいと考えております。</p>	子育て政策室	R4.4.5	R4.4.7
15	山田夢つながり未来館での、こどもの一時保育について	<p>5月からのたんぽぽルーム一時預かりの支払いが、電子決済のみになるそうですが、電子決済の種類が2つとは少なすぎるかと思えます。 電子決済を使用していない人は子どもを預けることが出来ないで、早急に多岐にわたる支払い方法を導入していただきたいです。 いつも子どもを一時的に預かってもらえて助かっています。</p>	<p>本市では「キャッシュレス決済導入に係る基本的な考え方」に基づき、既に他の所属で導入実績のあるPayPay、LinePayを令和4年度に全ての使用料・手数料等で導入することとなっています。 電子決済の種類が2つと少なすぎるとのことにつきまして、市の方針として、他のキャッシュレス決済導入にあたっては令和5年度中の運用に向けて検討をすすめていくこととなっております。 PayPay、LinePayを御使用されていない方は、納付書でお支払いいただくこととなり、一時預かりが利用できなくなるわけではありませんので、御理解の程よろしく願います。 なお、「キャッシュレス決済の導入」に関しまして詳しくは、本市ホームページに行政経営部企画財政室が掲載しておりますので御覧ください。</p>	のびのび子育てプラザ	R4.4.21	R4.4.27

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	保育所等利用調整基準	<p>保育所等利用調整基準の点数に関して、意見しごと連絡いたしました。希望の保育園に点数が足らず、待機児童となる可能性が高いので、ご検討いただきたくご連絡いたしました。</p> <p>就労に関する項目について、新たに改訂され、以下の項目が追加になっているかと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14 利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合 +1 ・15 利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して5年以上の場合 +2 <p>こちらはなぜこのような項目が追加されたのでしょうか。</p> <p>人に聞いた話によると、昔は非正規雇用者が点数がマイナスとなったが、その規定をなくし、今回の項目が追加されたと聞きました。</p> <p>正規社員では、非正規社員と異なり、仕事にて責任のあるPositionにて仕事をしているので、非正規雇用者のようにいつでも仕事をやめることはできません。</p> <p>また、正規雇用者は、キャリアのために転職することは多々あり、そのことが保育園の入所に影響することはあってはならないことと考えます。</p> <p>もし非正規雇用者の勤続の継続性を確認する指標であるならば、非正規雇用者で5年勤くと、正規雇用者と同点数にするので良いのではないかと考えます。</p> <p>転職者で、吹田市に住むか悩んでいる同僚が、吹田市は子育てをしにくい町だと言っており、確かにその通りかと思いました。</p> <p>引越することもやむを得ないのかとさえ、現在考えております。</p> <p>どうか納得のいく説明と、本制度の改定のご検討をお願いいたします。</p> <p>令和4年度利用申し込みの調整基準での改定を切に願う次第でございます。</p> <p>また、もし可能でしたら、令和4年度の調整基準がいつ発表されるのかも併せてご教示ください。</p>	<p>働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準は、現時点では大きな変更を予定しておりませんが、今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.4.28	R4.5.11
17	就学前児童に5万円給付金の件	<p>吹田市が就学前児童に5万円給付を7月にするという報道を見ましたがそれならば前回国の18歳以下10万円給付で対象外になった子供にあと5万円を先に配るべきではないですか？貰える就学前児童はあの時10万円もらってれば15万円、所得制限にかかった18歳以下は5万円のみ。市内の子供の不公平が広がっているだけでは。そもそも就学前児童より塾に通ってる中学生や私立高校に通う高校生がいる所得制限により授業料補助の出ない家庭の方がお金がかかります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、地方公共団体が、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充しました。</p> <p>このような状況の中、現在本市では、新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプランの取組の一つとして、小学校給食費の無償化や中学校給食費の半額補助を、昨年度に引き続き実施し、保護者の方々の負担軽減を図っております。この度、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、給食費無償化等の対象となっていない就学前の児童を養育する保護者の方々に支援金を支給することを決定したものでございます。</p>	子育て給付課	R4.6.13	R4.6.24

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	未就学児に5万円給付の回答について	18歳以下給付金を5万円しか貰えなかった18歳以下にまた新たに未就学児5万円より先に5万円配るべきでは、と質問したところ回答に未就学児は給食無償化の分の恩恵が無いからと言うような回答頂きましたが、それでは16歳から18歳の高校生も給食はありませんがその年齢にはなぜ市として5万円出してあげないのですか。不平等だと思います。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しするとされています。今回の支援金につきましては、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、給食費無償化等の対象となっていない就学前の児童を養育する保護者の方々に支援金を支給することを決定したものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。 また、対象児童等の事業内容につきましては、様々な御意見や御指摘があるものと認識いたしております。頂きました御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援施策が必要か適宜検討してまいります。	子育て給付課	R4.6.24	R4.6.29
19	新型コロナウイルスアクションプランの未就学児への援助について	新型コロナウイルスが蔓延してから幾たびかの金銭的支援がありましたが、それにより経済が潤う、もしくは各家庭が助かる、ということが持続するわけでもなくずるずるときているように実感しております。 慢性的な不満不安打破のために、一定期間の援助または支援は難しいのでしょうか。 未就学児一人当たりへの配当よりは例えば、おむつやミルクの支援(申請すると月何袋無料送付)、認可や認可外問わず幼保給食費無償化、子供の病気により出勤できなかった日の日当、未就学児に限らず、食料品購入チケットとしての無料配布(小学生以上を1人として1人あたり月5000円補助)等、実生活上助かることとなり満足度も高いと思います。	本市におきましては、使途・用途を限定せず幅広く御活用いただけるよう現金による金銭的支援をさせていただいているものでございます。 いただきました御意見も参考にさせていただきながら、今後も必要な支援に取り組んでまいります。 (担当:子育て政策室) 未就学児に係る昼食費は、在宅で子育てされている児童や弁当を持参している児童にも生じるものであることから、保育所や幼稚園等の給食費無償化について実施する予定はございません。 貴重な御意見をいただきありがとうございます。 今後の施策の参考とさせていただきます。 (担当:保育幼稚園室)	子育て政策室、 保育幼稚園室	R4.6.30	R4.7.11
20	後藤圭二市長様 待機児童につきましの意見	この4月に福岡県から夫の転勤にて引っ越してきました〇〇と申します。 3人の幼子を連れての家族での転勤となり、沢山調べた結果、子育てに力をいれているという吹田市に転居を決めさせて頂きました。 待機児童が解消され続け2021年度には8人、2022年度には0人達成というホームページも決め手となりました。 保育園の申し込み申請をし、この4月より3人も保育園へ入所できましたが、5月にコロナ禍ということもあり勤務体制が代わった為転職しました。 そのことにより3人預けていましたが一人が退園となりました。 認可外に預けるしか仕事を継続することができず、その場合多額の費用が掛かります。 子供を沢山養うと必然的に金銭的負担が多いので、本当に困ってます。 吹田市長の掲げておられる、《市民の皆様にとって安心して心豊かに暮らせるまちであり続けられるよう、今ある課題に対処しながら、将来を見据えた選択を積み重ね、力強く市政を運営する》という理念とかけ離れていて残念です。 どうかこのような思いの母親がこれ以上増えないためにも思い、伝えさせて頂きました。 お忙しいところ大変恐縮ですが、ご返答お待ちしております。	保育所等の入所選考にあたっては、吹田市保育所等利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、合計指数の高い世帯から順に希望の保育所等に案内を行っております。そのことから、利用調整の公平性を担保するため、申込内容については申請時の状況を入所後3カ月間は維持していただくこととなっております。 保育所等入所後に申請時の申込内容と異なることが判明した場合は、現在の状況をもとに再度指数化し、合計指数の高い世帯を案内しております。 利用調整の公平性のためご理解いただきますようお願い申し上げます。 また、待機児童については保育所整備等により、令和4年4月には厚生労働省定義での待機児童数ゼロを達成したところでありますが、利用希望施設によっては入所をお待ちいただいている状況です。今後も引き続き、全世帯のご希望に添えるよう努力してまいります。	保育幼稚園室	R4.7.14	R4.7.19

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21 待機児童への 取り組みにつ いて	<p>5月の保育園の利用調整に間に合うように申請を行い、利用保留になってからもうすぐ3ヶ月になります。10月には一斉申請が始まるので、もしかすると来年の4月まで預けられない、つまり仕事ができないのではないかと危惧しています。</p> <p>利用調整というのは、あくまでも今ある枠の人数内で行われ、現在利用している児の退園にともない検討される、というものでしょうか？</p> <p>利用希望に合わせて保育士の採用に積極的に取り組むなど、利用枠を広げるような対応は行っていないのでしょうか？</p> <p>毎年の利用希望数は、出生数などからある程度予測がつくはずですが、それにもかかわらず、ここまで入園できないのは市の怠慢ではないかと思えます。</p> <p>情報開示について、市のHPでは3ヶ月ごとに保育園の空き状況については報じていますが、待機児童の状況のページは令和4年4月のままです。</p> <p>どのくらいの待機児童がいるのか(何件の利用調整を行っているのか)は当然、把握されていることだと思いますので、年度中の待機児童の数も適時に報じてはいかがでしょうか。</p> <p>吹田市への転入・転出を考える際の材料になると思います。</p> <p>また待機児童となった場合の救済措置について、待機期間に認可外保育園やベビーシッターを利用する際の金銭的な支援・補助は行っていますでしょうか？</p> <p>あわせて、待機児童となった場合、その期間は物理的に働けないことから、本来は一定の生活費等の支援も行うべきと思いますがそちらの制度についてもいかがでしょうか？</p> <p>そうした制度がない場合、そして、どうしても待機児童の問題が解決できないのであれば、利用枠を広げる取り組みにあわせて上記のような金銭的な救済措置を市として検討していただきたいと思えます。</p> <p>最後に、子どもを預けることができず、働けないことは直接的に家庭の困窮につながります。仕事の継続性等を重視して正社員(フルタイム)の場合の加点項目を設けているようですが、育児助成金がもらえる正社員の方よりも、パートや自営業のほうが保育園の利用可否は死活問題だと思います。</p> <p>形式的には正社員とパート等の格差を是正する対策をとられているとのことですが、実質的には加点項目を設ける等による格差は依然として大きく残っていると思えます。</p> <p>市の就労に対する考え方として雇用の継続性を重視しているとのことですが、昭和型の雇用形態・家族構成を前提とした全くの時代錯誤の考え方であり、むしろ雇用の継続性がないからこそ、公助が必要となるのではないのでしょうか。即刻、改めるべき考え方だと思います。</p>	<p>待機児童については保育所整備等により、令和4年4月には厚生労働省定義での待機児童数ゼロを達成したところでありますが、年度途中での入所となりますと利用希望施設によっては入所をお待ちいただいている状況です。</p> <p>一方で、月によって空きが出る施設もございます。各月1日時点の空き状況は、お問合せいただきましたらお答えしておりますので、通える範囲内での希望園の追記を検討していただければと存じます。今後も引き続き、全世帯のご希望に添えるよう努力してまいります。</p> <p>また、このたび頂いておりますご意見やご要望を参考とさせていただきます、引き続き、制度の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。</p> <p>また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。</p> <p>令和5年4月1日からの利用調整基準は、現時点では大きな変更を予定しておりませんが、今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.7.29	R4.8.9
22 少子化対策強 化	<p>日本の昨年の出生数は、最小の81万人で、もはや、災害レベルの非常事態です。ですから、少子化対策の大幅強化(出産費・人工受精費・給食費等無料、18歳以上(原則として学生は除く)の女性に3~4人以上出産を要請(3~4人以上出産の女性、3~4人以上の子供をもつ女性に給付金等支給など)をどうか早くお願いしたいです！</p>	<p>日本の出生数の減少につきましては、本市におきましても大きな課題であると認識しております。ご意見いただきました取組につきましては、本市でも、給食費等無償化などすでに一部取り組んでいるところではございますが、今後も国や府などの動向に注視しながら、引き続き少子化対策について取り組んでまいります。</p>	子育て政策室	R4.8.5	R4.8.10

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	おひさま相談、ことばの相談会のニーズと受け入れの実態	<p>就学を控えた子ども(年中～年長)の発音が気になるため、意を決して3月頃担当部署にお電話しましたが「年度末のため」という理由でその場では担当者から何らかの示唆があるわけでもなく、何も決まりませんでした。</p> <p>失望し、日常に忙殺される中、7月におひさま相談を申し込みましたが案内は10月。</p> <p>ことばのそうだん会の申込みも開始直後に枠が埋まり、悩みを抱える子育て世帯のニーズと人員配置のバランスが取れていないと感じます。</p> <p>子どもの発達と共に解消されることも多いと思いますが、コロナ禍により口元を隠した生活が続くことで相談のニーズは高まっているのではないのでしょうか？</p> <p>子どものことは大切ですがいつも情報や申込みタイミングにリーチできるわけではありません。</p> <p>無為に時間が過ぎていき、このまま申込みがかなわない場合はどうなるのか？とお聞きしても明確な対応は特に期待できないようでした。</p> <p>1. ことばの相談会の開催回数や人数は昨今のニーズの実態に合ったもののでしょうか？また、ニーズはどのように計測しておられますか？</p> <p>2. 言語聴覚士の採用や勤務時間を増やすことは不可能なのでしょうか？</p> <p>3. おひさま相談の申込み～3ヶ月後の予約という実態を「子育て支援」としていかがお考えでしょうか？</p> <p>4. 言語に関わらず、子どもの発達に悩みを抱える保護者はただ「待つ」しかできないのでしょうか？</p> <p>5. 3歳頃までは発達に関する小冊子が郵送されてきたと記憶しております。就学前の子どもの保護者が発達を見極め、考えるきっかけになるコンテンツなど存在すれば教えて下さい。</p>	<p>お子さまの発音のことでご心配なところ、相談にすぐ対応できず、ご迷惑をおかけいたしました。</p> <p>また、この4月からおひさま相談を開設し、移行の時期であったとはいえ、ご不快な思いをさせてしまい、たいへん申し訳ありません。</p> <p>おひさま相談は、枠数を増やして順次ご案内しておりますので、よろしく願いたします。</p> <p>ご質問いただきました5点につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>1. ことばの相談会について 昨年度は、ことばの相談会の開催を2回(1回の定員10名)予定していましたが、その内の1回は、開催日にまん延防止等重点措置が適用されましたので中止しています。結果として1回の開催となりましたが、それ以上の開催を求めるニーズはありませんでした。しかし、マスクを常時着用する生活の中では、口形を見る機会の少ない子どもは聴覚情報だけが手がかりとなります。保護者の皆様にとって発音の心配が増えたと考え、今年度は相談会を3回開催することとしました。 実際に1回目を開催したところ、昨年度と異なり申込者が多いことが分かりましたので、2回目の開催を待たずに、急遽、相談会の開催を追加いたしました。今後とも、ご心配されている保護者の皆様に少しでも早く対応できるよう、相談会の開催回数を検討してまいります。</p> <p>2. 言語聴覚士の採用等について 新たな採用や勤務時間を増やす予定はございません。</p> <p>3. おひさま相談の申込から3か月の待機が生じている実態について おひさま相談等についてご心配されている保護者の皆様に対し、タイムリーにご相談を受けていただくため、相談枠を増設するなど待機期間の短縮に向けた取組を検討しているところです。</p> <p>4. 言語に関わらず、子どもの発達に悩みを抱える保護者はただ「待つ」しかできないのでしょうか？ 御意見を真摯に受け止めています。保護者の皆様の「ご心配なまま「待つ」苦しさ」を少しでも軽減できるよう、様々な取組を工夫しながら進めていかなければならないと考えています。</p> <p>5. 就学前の保護者が発達を見極め、考えるきっかけになるコンテンツなどについて 市内の子育て支援施設(のびのび子育てプラザ、児童会館・児童センター等)等に、「吹田の子育てを楽しく本」を配架しております。ご自宅に郵送させていただきますので、御参照ください。</p>	こども発達支援センター	R4.8.8	R4.8.10

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	子育てのための施設等利用給付認定について(新2号認定)	<p>新2号認定の条件のうち、就労に関する点についてです。 週4回かつ実労働4時間以上とのことですが、幼稚園に平日通わせている世帯が対象だと思いますので、平日週3回以上で週の労働時間16時間以上なども対象にして頂くように見直してはもらえないのでしょうか？ 平日週3回働き、幼稚園の終わる時間(14時)に間に合わない場合、毎回全額を保護者が負担するのはかなり厳しいです。 長期休みなどは預かり保育料が一段と高くなり、このままでは夏休みなど月に少なくとも25000円位が実費負担になります。 さらに長期休みではない場合も、新2号認定でなければ8~10000円近くの負担となります。 土日も含めて週4、4時間以上働いている人や、幼稚園の終わる時間に間に合う時間帯で働いている人が、平日の預かり保育を1回や2回しか利用しなくても日額450円の補助がもらえるのに、平日週3回働いて、やむを得ず預かり保育を3回とか利用しても補助がもらえないのは不公平だと思ってしまう。 各家庭色々事情はあると思いますし、我が家は転勤族でお迎えなど他に頼れる人も周りにいませんので、どうしても預かり保育を利用しなければなりません。 この制度は自治体によって条件が変わるようですが、基本は月64時間以上の労働かと思えます。 月64時間以上でお昼休憩1時間含めるとというのが、一般市民にとっても寄り添っていると感じるのですが、どうしても見直し、変更は難しいのでしょうか？9時から15時の間などで働く場合、お昼休憩は仕方ないと思うのですが。(以前住んでいた名古屋市はそうでした) 私と同じような状況で就職や、希望の職種を諦めざるを得なかった人がたくさんいると思います。 国は働けと言いますが、限りある時間の中で働いても、そもそも子供を預けるためにかかる費用が大きいと残念すぎます。 どうぞ見直し、ご検討頂きたいです。 宜しくお願いいたします。</p>	<p>今回、御意見をいただきました。新2号認定を受けるための就労要件については、法により、各市町村の保育所等の入所認定における就労要件と同様とするよう定められており、自治体の判断で片方の要件のみを異なるものとすることはできません。 本市では、保育の必要性の判断基準となる就労要件を、「週4日以上かつ1日4時間以上」の就労と定めております。これは、週の半分以上及び日中の概ね半分以上について、自宅で保育ができない方を想定しているものであり、より保育の必要性が高いと判断される方に対し、保育の提供や利用費の助成を行うため、一定の基準を設けているものでございます。 なにとぞ、本事業の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。 この度は貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。 いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R4.8.10	R4.8.17

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25 保育園入園基準	<p>保育園入園後3ヶ月の間に親が転職すると、保育園入園基準点数が変わり、保育園退園の可能性があると伺いました。</p> <p>フルタイムからフルタイムへの転職であっても、勤続年数基準に影響があり、退園しなければならないかもしれない、と。(利用調整基準表 就労-14,15)</p> <p>勤続年数と保育園の入園基準とどう関係があるのか、全く理解できません。親のキャリアアップの機会を阻害し、子どもの育成面にも影響があるのではないのでしょうか。</p> <p>納得のいく回答をお願いしたいです。</p>	<p>保育所等の入所選考にあたっては、吹田市保育所等利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、合計指数の高い世帯から順に希望の保育所等に案内を行っております。そのことから、利用調整の公平性を担保するため、申込内容については申請時の状況を入所後3カ月間は維持していただくこととなっております。</p> <p>保育所等入所後に申請時の申込内容と異なることが判明した場合は、現在の状況をもとに再度指数化し、合計指数の高い世帯を案内しております。</p> <p>利用調整の公平性のためご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>ご意見いただきました勤続年数による調整指数についてですが、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準につきましては、大きな変更はございません。今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.8.16	R4.8.29
26 園の送迎バスの安全対策について	<p>幼稚園、こども園等の送迎バス車内に子どもが取り残されないための対策を講じるべき。</p> <p>各園への注意喚起だけでは防げない。</p> <p>例えば、バス乗車時、降車時、登園時に出欠確認できるシステム。</p> <p>各園児にブザーを配布し、万が一の時に鳴らすと自動的に園にも連絡がいくシステム。</p> <p>他にもできる安全対策はたくさんあるはず。</p> <p>費用はかかるかもしれないが、子どもの安全を守るためにも早急に取り組んで欲しい。</p>	<p>この度、静岡県牧之原市において起きました大変痛ましい事案が二度と生じないよう、現在、国・各都道府県・市町村担当課等が連携して、緊急点検及び安全管理に関する実地調査を実施する運びとなっております。</p> <p>なお、私立幼稚園を所管しておりますのは、本市では大阪府となります。</p> <p>各園の安全管理につきましては、それぞれの法人が定めるマニュアルに沿った対応をされており、また、導入については各法人の判断とはなりますが、登降園を管理するシステムを導入する際の経費について、公的な補助もございます。</p> <p>この度いただいた貴重な御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R4.9.8	R4.9.14
27 こどもアドボカシー、こどもの人権について	<p>先日こどもの人権に対するこどもアドボケイトの講義を受講しました。非常に学びの多い講座でしたが、多くが自治体が主体となり動くことがメインになっているそうなので、こどもアドボカシー、アドボケイト、こどもの人権をこどもたち自身の知ってもらう活動などは、吹田市では行われているのかな?と思い、今回ご意見させていただきました。もしまだそこにいたってないようであれば、ぜひ、取り入れていただきたい内容でした。</p>	<p>本市では、自分の意見や希望を表明することが苦手な子供たちの存在は認識しており、各学校で一人ひとりの人権を尊重した取組みを進めております。</p> <p>いただいた「こどもアドボカシー」「アドボケイト」の観点も踏まえた、教育活動の参考とさせていただきます。</p>	学校教育室	R4.9.1	R4.9.15

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	一時保育について	いつも吹田市の一時保育には本当に助けられています。しかし最近では全くといっていいほど予約がとれず大変困っております。コロナで制限をかけているために予約枠が埋まるのが早い様ですが、コロナも大変ですが子育てでは子育てでノイローゼになるのはもっと深刻な事態を引き起こすと思います。日々何かと子供がいては出来ないことが多いです。一時保育枠を多くしてくださると大変助かります。	本市では、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一時預かりで利用いただける定員数を制限して事業を実施しており、のびのび子育てプラザでは多くの方がご利用いただけるよう月2回までの利用としております。 なお、一時保育枠を多くすることにつきましては、コロナが終息していない状況では非常にリスクを伴うものであることから、既存施設のほか、新たな場所を選択することにより一時保育枠を増やすことが出来ないか検討をすすめているところです。	のびのび子育てプラザ	R4.9.20	R4.9.30
29	保育園の預かり基準について	コロナ前の保育園の預かり基準では38℃の熱を記録した場合は呼び出ししたが、コロナ後は37.5℃を記録すると呼び出し+1日お休みとなっている。ウィズコロナも念頭に預かり基準を緩和することを検討いただきたい。病児保育も三つ子は事実上使えない。病気の時は子供の面倒を診るのが当たり前と考えているが、0～2歳児に関しては38℃出ることはありません。	今回ご意見いただきました新型コロナウイルス感染防止対策における登園回避の目安となる体温につきましては、国通知等を参考に定めております。 国通知におきましては、低年齢児の場合は体温が変化しやすいことや、平熱に個人差があること、また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した人の中にはあまり高熱が出ないケースも多くなることが留意すべき点として挙げられており、感染拡大防止の観点から各施設において、下記のとおり取り扱いを定めているものです。 ・公立施設 …… 37度5分以上の発熱等がある場合、また解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園回避となります。 ・私立施設 …… 公立施設の基準を参考に、各施設において基準を設けています。 感染拡大防止にあたりましては、各施設の対応、取り扱い等に、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	保育幼稚園室	R4.9.26	R4.10.7
30	保育料の利用者負担額について	来年3月に出産予定の妊婦です。 夫と吹田市に住む予定ですが、0～2歳児の保育料の利用者負担額の高さに驚いています。 (夫と私は正社員の共働きですので、保育料の区分はD13相当で、月額¥87,200になりそうです。) 大阪府内の他の自治体や全国の他の自治体で、同程度の区分での保育料と比較しても、月額¥87,200というのは非常に高く、時短勤務等で収入減少が見込まれるためこの額を毎月お支払いするのは非常に厳しいです。 近隣の自治体と比較しても月額2万円以上の差が出てくる自治体もあり、吹田市からの転出も含めて今後検討する必要があると感じています。 吹田市の街並みや公共施設等は非常に気に入っていましたので、保育料の件を知って大変残念に思いました。 私たちのような共働き世帯でも子育てしやすい環境に(せめて近隣の自治体と同程度に)していただけることを望みます。 よろしくお願いいたします。	このたび、〇〇様から御指摘いただきましたとおり、本市における0～2歳児の保育料の利用者負担額における最高階層(D13階層)の設定金額は、近隣他市に比べて高額となっておりますが、全体的な保育料の徴収額の合計は、国が定める基準額に対する割合の約70%程度であり、近隣他市と概ね同水準となっております。 これは、高所得者、とりわけ利用者負担額が最高階層となる世帯の皆様には近隣他市と比較して高額となっている反面、低所得から中所得世帯層に対しての利用者負担額を近隣他市に比べて低く設定していることによるものでございます。 本市の利用者負担額設定の趣旨について御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます	保育幼稚園室	R4.10.20	R4.10.27

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31 保育園の待機児童について	<p>2児の母です。 第1子の頃より保育園を複数申し込んだにも関わらず待機児童でした。娘が1歳8ヶ月の頃 第2子妊娠による加点で小規模保育に入園することが出来ましたが、3歳からの保育園が見つかりません。 第2子も早い段階から申し込んでいますが、一子の3歳からの保育園が見つからない状態で2子が入園出来ると育休が終わってしまうシガラミから同じ園で申し込んでいます。 私たち夫婦は正社員フルタイム共働きです。 残業が多い職場ですが定時での就労証明書しか出して貰えず点数が低いです。 私が長い間復職出来ないため金銭的に余裕が無くパートナーは残業時間が増えワンオペ状態。 私も職場に居場所が無くなり、子供と向き合うことで精神的にも金銭的にも限界です。 しかし吹田市は「待機児童0」をうたっています。どのようにお考えでしょうか。 3歳児待機児童の存在を知っていますか？</p>	<p>ご希望の施設利用が叶わず、ご負担をお掛けしております。 保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、保育所等の整備などを計画的に進めています。本市では平成28年度以降、施設創設や幼稚園の認定こども園移行などにより新たに2,400人分超の保育枠を確保したことで、令和4年度には待機児童の解消に至りました。 定員割れの施設がある一方、待機児童数から除かれます「転園を希望する世帯」や「保護者が育児休暇を取得して保育される世帯」などの児童が一定数いらっしゃることも存じております。様々なご事情があるため、全てのご希望に沿う保育枠確保は困難と考えておりますが、引き続き市内の動向を注視し、必要な確保方策を検討してまいります。 ご理解の程よろしくお願ひいたします。</p>	保育園室	R5.1.10	R5.1.23
32 保育園入園について	<p>令和5年度の保育園入園に関してです。 判断の元にする点数である勤続年数ですが、私は派遣社員として3年以上勤めています。 本来であれば勤続年数3年で+1点の加点があると思いますが、「派遣社員」ということで、加点が付かないと判断されました。 同一勤務先(派遣先)で3年以上働けば加点がつく。と言われましたが、派遣というのは派遣法3年ルールというものが有り、「同一の事業所の同一の部署において、同じ派遣社員の派遣を受けることは、原則として最大3年までとする」というルールがあります。 そのため、派遣社員が同一勤務先(派遣先)で3年以上勤務し、加点を貰うことは不可能です。 私が雇われているのは派遣元です。 派遣元の会社に所属し、派遣元の会社からお給料をもらい、派遣元の会社で育児休業をとっています。 それなのに派遣先の勤続年数で判断され、加点がなされないというのは不公平雇用形態に差別をつけ、保育園に入らず、育児休暇が終われば派遣元との契約も終了し、「無職」になります。 早急に改善し、派遣社員等で差別せず判断して頂き、基準を見直すこと、再度加点される家庭を確認し、加点されることを強く求めます。</p>	<p>働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。 一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。 利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準は変更ございません。今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育園室	R5.1.31	R5.2.6
33 第二子以降の保育料無償化を望みます。	<p>既以上がっている内容かもしれませんが希望しているため意見します。 吹田市はファミリー層が多い中、教育部分にもう少し力を入れてほしいなと思う部分があります。 特に保育関連、第二子以降の保育料無償化を希望したいです。 他の都道府県では既に取り入れているところもありますし、是非とも早期の検討よろしくお願ひします。</p>	<p>各自治体における第二子以降の保育料を無償化するなどの動きについては、市として情報把握に努めているところでございます。 第二子以降の保育料の無償化には多額の費用が必要となりますので、今後の本市の子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p>	保育園室	R5.3.8	R5.3.9

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	保育園入園待機について	<p>夫婦でフルタイム勤務(妻は育休中)で、1歳児で4月入園の申込をしました。</p> <p>しかし小規模園3園を含む第6希望まで記載しましたが、全て落選し、育休復帰日処が全く立っておりません。(担当部署に問い合わせましたが、待機児童に含まれないとのことです。)</p> <p>このまま入園できなければ、退職に追い込まれます。</p> <p>吹田市としまして、この問題に対して、今後どのようなマイルストーンで対策される予定でしょうか。</p> <p>この日本では、子供を産んだだけで、仕事を諦めなければいけないのでしょうか。</p>	<p>保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、保育所等の整備などを計画的に進めています。本市では平成28年度以降、施設創設や幼稚園の認定こども園移行などにより新たに2,400人分超の保育枠を確保したことで、令和4年度には待機児童の解消に至りました。</p> <p>本市の未就学児数は平成29年をピークに減少しており、今後この傾向が継続すると見込んでおりますことから、令和6年度までは、現時点で計画に着手しています</p> <p>下記以外に、新たな施設整備は行わない予定としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5.4月 (仮称)トレジャーキッズそめのい保育園(江坂町2)・定員100名 ・R6.4月 藤白台保育園(藤白台4)・増員7名 ・R7.4月 藤白台3丁目の住宅開発地・定員90名 <p>*いずれも私立保育所</p> <p>引き続き市内の人口推移などの状況を注視し、必要な確保方策を検討してまいります。ご理解の程よろしくお願いたします。</p>	保育幼稚園室	R5.3.1	R5.3.13
35	R3.4.2～R4.3.31の学年の子だけ給付金が全くない件	<p>給付金不平等の件です。</p> <p>R3.4.2以前のお子さんはコロナの給付がありました。</p> <p>R4.4.1以降のお子さんは産前産後の特別給付金【名称は忘れましたが母子手帳をもらうときなどにもらえる給付金】があります。</p> <p>その間の学年のお子さんは、コロナ禍の大変な中人口増加に貢献しているにもかかわらず、なぜ何も給付がないのでしょうか？吹田市独自でも構わないのでこれを補うことはできないのですか？</p>	<p>本市が取り組んできた 令和3年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を対象とした給付金は、以下のとおりです。</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金】(国事業)</p> <p>支給対象者:</p> <ol style="list-style-type: none"> ①令和3年9月分の児童手当の支給を受ける者 ②平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者 ③令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育する者 <p>対象児童:平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童</p> <p>支給金額:対象児童1人あたり10万円</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金】(市独自事業)</p> <p>支給対象者:令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(国事業)で支給対象外となっている子育て世帯のうち、申請日時点で吹田市に居住し、児童手当(特例給付)の支給を受ける者</p> <p>対象児童:平成15年4月2日から令和4年4月1日までの間に出生した児童</p> <p>支給金額:対象児童1人あたり5万円</p> <p>【就学前児童子育て世帯支援金】(市独自事業)</p> <p>支給対象者:申請日時点で吹田市に居住し、対象児童を養育する者</p> <p>対象児童:平成28年4月2日から令和5年4月1日までの間に出生した児童(国外居住児童は除く)</p> <p>支給金額:対象児童1人あたり5万円</p> <p>このほか、低所得の子育て世帯に対する給付金(国事業)も支給しております。</p>	子育て給付課	R5.3.17	R5.3.29

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	保育園利用料の多子支援について	<p>保育園利用料の多子支援(半額)について、長子の保育園在園条件を撤廃あるいは小中学校在学へ緩和できないでしょうか。</p> <p>現在、3人の子育てをしています。</p> <p>第一子と第二子は3歳差でしたので、第一子の卒園に伴い第二子が幼児となり、国の政策である保育料無料の対象となりましたが、第三子は第二子と5歳差で減額対象が1年間しかなく、残り2年間は支援を受けられません。</p> <p>この制度は少子化対策の一つであると思いますが、支援額が「兄弟間の年齢差」によって決まり、その差は最大で100万円以上とかなり大きいのです。</p> <p>これは支援の公平さを欠くばかりでなく、家族計画の自由度が減り、2人目3人目を諦めなくてはならない事例もあると思います。他市ではこのような制限も無く、多子支援をしている所も多いです。長子の在園という支援条件の撤廃あるいは緩和をお願いいたします。</p>	<p>各自治体における保育料の算定方法などの動きにつきましては、市としても情報把握に努めているところでございますが、きょうだいの数え方を見直す場合には、減額される保育料を補うために多額の費用が必要となりますので、今後の吹田市の子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この度いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育園幼稚園室	R5.3.30	R5.4.3
37	保育料について	<p>現在双子妊娠中です。2024年度4月から保育園入園を希望していますが、保育料が高過ぎると感じています。</p> <p>歳の差がある兄妹児の場合は上の子が無償化の対象になるなど多少負担は少なくなります。多胎児の場合は2人で月10万円ほどの保育料を丸3年納めることとなり、負担が大き過ぎます。</p> <p>では働かず自宅保育すれば、というご意見もあるかと思いますが将来的に掛かってくる教育費の負担を考えると仕事を辞める選択肢はありません。</p> <p>0～2歳までの保育料を無償化する自治体も出てくる中、吹田市も保育料軽減するなり対策して欲しいです。</p>	<p>保育所につきましては、保護者世帯の所得(世帯の市民税所得割額の合計額)の状況に基づき保育料を決定しておりますが、無償化されていない2歳児以上の児童の保育料につきましても、市独自の取組として保育料を国基準の7割程度に軽減しているところでございます。</p> <p>各自治体における保育料につきましては、市としても情報把握に努めているところでございますが、市独自に保育料を軽減するためには、減額される保育料を補うために多額の費用が必要となりますので、今後の吹田市の各種子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。この度いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育園幼稚園室	R5.4.3	R5.4.7
38	統-3.吹田市HPの改善要望	<p>3月31日に掲出の「中間年の見直しによる第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更案に係る意見提出手続の実施について」の疑問</p> <p>・サイトの内容は、意見募集は現在終了しています…であり、内容は「提出された意見と市の考え方」の結果報告です。</p> <p>⇒タイトル(案):「(前略)支援事業計画の一部変更案に係る報告。提出意見と市の考え方」にされたら良いかと思えます。</p> <p>・昨年9月頃にHPの改善要望を数十件投稿していますが、殆ど改善されていません。</p> <p>⇒市のHP担当所からは、マニュアルが有ります…との回答でしたが、今回の事案についてはマニュアルに記載されていますか？</p> <p>⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>当該ページへの御意見について</p> <p>貴重な御意見ありがとうございます。ホームページのタイトルを「中間年の見直しによる第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更案」と修正させていただきます。</p> <p>いただきました御意見を参考にしながら、今後も市民の皆様にご覧いただきやすいホームページとなるように努めてまいります。</p> <p>(担当:子育て政策室)</p> <p>吹田市HP操作マニュアル等の充実化について</p> <p>HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。</p> <p>また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、子育て政策室	R5.4.3	R5.4.14

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	保育施設の利用調整(転所)について	<p>両親ともフルタイム共働きで、就労(月120時間以上)の保育標準時間認定を受けたものの、開所時間は、保育標準時間よりも短い午前8時から午後6時である公立の認定こども園(幼稚園型)にしか入所が叶いませんでした。しかし、育児休業を延長することもできない年齢であるため、やむを得ず入所しました。</p> <p>保育標準時間分の保育が必要だと市が認定したにもかかわらず、それだけの保育サービスを受用できない状況はおかしいと思います。きちんと認定された時間分、預けることのできる施設への転所が叶うよう、開所時間が認定を受けた保育必要量を満たさない園からの転所については、加点をお願いできませんか？短時間勤務をせざるを得ず、仕事と育児の両立が難しい状況です。</p> <p>そもそも調整指数として、「在園中の認定こども園、保育所に利用申込をする場合」は16点加算されるにも拘らず、転所に係る加点数がない現在のルールに疑問を感じます。第15希望まで記入してなんとか入れた園と相性が悪かったということだあってあると思います。調整が大変になる等ご事情はありかもしれませんが、既に保育の必要がある状態の子供が、大人の事情で合わない園に通い続けなければならない状況は改善いただきたいです。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準における転所希望申込児童に係る調整指数につきましては、現時点では「自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する場合」のみに適用することといたしておりますが、利用調整基準の内容につきましては、その時々々の社会情勢などに鑑み、必要に応じて改正する必要があると認識いたしております。</p> <p>今回の転所加点に係る御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整の実現に向け、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R5.4.13	R5.4.17
40	母子家庭なのに兄弟保育園別々について	<p>母子家庭で県外から越してきて、現在フルタイムの正社員で土曜も出勤があります。</p> <p>が、5月の保育園入所の通知が、兄弟別々の園の入所できました。吹田市市の保育園入所問い合わせに電話したら、男性の担当が話を伺ってくれ5分以上保留にされたあと、別の男性から、もう決まっていることだから5月は別々に入れて転出して6月同じところに希望だして入れたらいいねと言われました。</p> <p>母子家庭なのに別々ってどういうことですか？</p> <p>下の子が受かった保育園は第二希望の保育園ですが、そちらには上の子の通知はきておらず、きてたら入れると言われました。それを問い合わせさせて説明しても、市が枠を決めてるの一点ばり。私もわからず電話を一旦きりましたが、おかしいと思います。</p> <p>きちんとした誠意ある対応していただけないでしょうか。ご回答よろしくお願い致します。</p>	<p>きょうだい同時入所選考に当たっては、利用申込の際に選考方法を保護者の方から確認させていただき、その内容に基づき利用調整を行っており、きょうだいが同時に同じ保育所に入所ができない場合は、きょうだいそれぞれの希望順位に沿って入所可能な保育所に入所いただくこともございます。きょうだいで分園となり、通園等でご負担をお掛けすることとなりますが、今回の入室決定につきましては、御希望いただきました園の利用状況等を踏まえたものでございますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、各園の入所人数については、毎月、各園と本市で調整の上、適切に決定しているものと認識いたしております。</p>	保育幼稚園室	R5.4.25	R5.5.8

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	保育所等利用調整基準表の項目(就労実績)の合理性について	<p>保育所等利用調整基準の点数に関して、ご質問したご連絡させていただきました。</p> <p>利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合 +1</p> <p>利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して5年以上の場合 +2</p> <p>という項目がありますが、こちらの項目が保育の公平性を欠いており、判断基準に疑問を感じております。</p> <p>1.自身のスキルアップのためや家庭の事情により転職するなど、近年転職はより生活を良くするための手段であり、1つの会社に長く勤めることが優位ではありません。しかし、上記のような項目が保育園に入りやすい差をつけております。</p> <p>なぜ雇用の継続が重視され、勤続年数が長いほど加点対象となるのか、明確な理由を教えてくださいませんか。</p> <p>2.転職は昨今の社会情勢や雇用情勢を踏まえても一般的であり、当然否定されたり、差をつけるものではありません。</p> <p>数年前にこのような加点項目を追加したということですが、引き続き令和5年度や令和6年度(予定されるのであれば)もこの項目を入れ続ける理由を教えてくださいませんか。</p> <p>3.社会貢献度という観点から、就労実績が長いほど加点されるのであれば、現在の勤務している会社に限定されるのではなく、過去の勤務実績も考慮するべきです。現在の勤務先のみ就労実績を基準としている明確な理由を教えてくださいませんか？</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準につきましては、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々な御意見を参考に、令和2年度から雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>あわせて、従来からの本市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を新たに設けました。</p> <p>利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。</p> <p>令和5年度以降の利用調整基準につきましては、現時点では改正の予定はございませんが、今回、〇〇様より頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R5.4.28	R5.5.8
42	のびのびプラザの利用手続きと安全性について	<p>のびのび子育てプラザの利用する際に、毎度フルネームと住所を記入しないと利用出来ません。子供の遊び場として頻繁に利用するのに、紙に鉛筆で毎回記入して入館する方式です。フルネームと地区名だけでも個人が特定される情報になり得ます。その後の管理や処分が徹底されているのかも不明です。児童センター(西児童センターや北千里)などでは、カードでの入館なので、カード方式に出来ないですか？</p> <p>相談窓口も併設しているのが理由であれば、子供の遊びの利用はカードで、その他は窓口に案内するでいいのではないかとと思うんですが。</p> <p>子供が乳幼児～未就学児の一定の時期ですが、頻繁に利用される方も多いため、とても不便に思います。</p> <p>また、同じくのびのびプラザで、一時保育で利用した際、お迎えで子供がすでに泣いていたので、理由を聞くも足を滑らせて後頭部を打ったということでした。歩き始めたばかりの幼児なので仕方ないとは思いましたが、そもそも一時保育する部屋の床が滑りやすく硬すぎだと思います。</p> <p>特に月齢がバラバラの子供が同時に小さい部屋にいますので、滑って転んでも大丈夫な安全な作りになった方が安心出来ると思います。今の時代、安価で簡単に撥水マットなど敷いたり、そういったことが出来るのにしないのは、誰のためなのか不思議に思います。同じように、ひろばの奥の赤ちゃんコーナーの床も硬くて滑りやすく、転んでる子を見かけます。危ないので、どうにかした方が良くと思います。安心して子育てする支援、子供のための場所と表記している場所なら、改善して欲しいです。</p>	<p>毎回の来館時、カードのご記入ありがとうございます。</p> <p>来館者カードに関しましては、当日、氏名等の記載以外にも利用される方の健康状態やご利用内容のご確認をさせていただいているものとなっています。コロナ禍においてはたくさん項目の記入をお願いしていましたが、5月8日以降は不必要となる項目は削除し、簡素化してまいります。</p> <p>来館者カードの管理や処分に関しましては、本市規定に基づき、適切に保管及び廃棄を行っています。</p> <p>部屋の床につきましては、一時預かり保育の部屋とひろばの奥の赤ちゃんコーナーの床はコルクの床となっており、多少の衝撃は吸収する構造となっております。ござやマットを敷き詰めていた時もありましたが、赤ちゃんのよだれなど、衛生面において管理が難しく、元に戻したという経過がございます。</p>	のびのび子育てプラザ	R5.5.1	R5.5.10

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	保育園の入園に関する加点について	<p>保育士が子どもを保育園に入園させる場合の加点についてです。3歳から入園する場合、保育士の子どもには12点、認可外に半年以上通っていた場合でも14点しかつきません。しかし小規模保育園から、3歳からも通える園に転園する場合は16点ももらえます。子どもを預けて働こうと思いますが、保育園に通わせられないと難しいです。点数がいくらなんでも低すぎるのではないのでしょうか。昨年度の3歳児の子が最低でも入れた点数を見たら98点、108点と高すぎです。フルタイムで両親が働いても80点。プラス保育士で92点…足りません。お隣の茨木市では保育士の子どもは最優先で入れるようです。真似してみたいかがでしょうか。そして保育士の補助金制度を始められたみたいですが、こちらの点数制度を改善されるのが先ではないのでしょうか。</p>	<p>保育士確保策の一環として、平成29年度から保育所等利用申し込みにおいて、保護者が吹田市内の保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合、利用調整基準に加点を設け、優先的に利用できるよう設定いたしております。同加点につきましては、近隣市の状況や本市利用調整基準上の他の指数との均衡も図り、設定したのですが、利用調整基準の内容や指数の在り方につきましては、その時々々の社会情勢などに鑑み、必要に応じて改正する必要があると認識いたしております。今回の保育士加点に係る御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整の実現に向け、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R5.5.15	R5.5.26
44	病児保育について	<p>1歳の娘が保育園に通っていますが、よく熱を出すので病児保育を利用しています。前日の夕方にお熱が出たら、空いている近くの病院に連れていき、医師連絡票を書いてもらっています。しかし、夜に熱が出た場合、病院が空いてないので、最近往診アプリを使って家にきてもらいました。そのお医者様に医師連絡票も書いてもらいましたが、その方が豊中市の方だったので、翌朝病児保育に連れて行ったところ、受理できないと言われ、再度病児保育の提携の病院の開院を待って、翌朝に診察を受けました。医師連絡票を吹田市に限定されている理由はなんなんのでしょうか？医師であればこの市でも同じだと思いますが、なぜ吹田市でないとダメなのでしょう？いくつかの往診アプリの方に吹田市の提携してるお医者様はいるかと聞きましたが、今のところ吹田市のお医者様と提携されているアプリは見つかっておりません。朝、病院が空いて診察を受けてからになると仕事の始業に1時間以上遅れてしまいます。吹田市以外のお医者様の医師連絡票でも、受け入れてもらえるようにしてほしいです。よろしくお願いいたします。</p>	<p>吹田市病児・病後児保育事業を御利用いただく際は、御指摘いただいたように吹田市内の医療機関で医師連絡票を御記入いただくようお願いしているところです。その理由としましては、吹田市病児・病後児保育室での受入れが可能な病状かどうかを御理解いただいた上で記載いただくものであること、及び医師連絡票の記入に当たって保護者様に自己負担金が発生しないように制度を構築しているためです。この度は貴重な御意見をいただきありがとうございます。今後の吹田市病児・病後児保育事業の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R5.6.9	R5.6.26

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
45	海外出産つきまして	<p>海外での里帰り出産につきまして、私は日本人かつ日本国籍ですが、妻はベトナム人かつベトナム国籍です。</p> <p>子供は現在1人年中(5歳)、ベトナムにて2人目の子供を出産予定です。1年間ベトナムで過ごす予定で、私は行かず子供と妻だけで行きますが、どのような事が問題になりますでしょうか？</p> <p>海外での出産について全般ご質問です。</p> <p>1. 出産一時金 2. 出産届(大使館宛郵送でも可でありますか?) まして、私は日本人かつ日本国籍ですが、妻はベトナム人かつベトナム国籍です。 子供は現在1人年中(5歳)、ベトナムにて2人目の子供を出産予定です。1年間ベトナムで過ごす予定で、私は行かず子供と妻だけで行きますが、どのような事が問題になりますでしょうか？</p> <p>海外での出産について全般ご質問です。</p> <p>1. 出産一時金 2. 出産届(3か月以内大使館宛郵送でも可でありますか?) 3. その他想定されるようなことは何かありますか？</p>	<p>出産届について ベトナムでの出生届については在ベトナム日本大使館への届けが出来ますが、郵送で受付しているかどうかは大使館にお問合せいただく必要があります。届出期間はお子様が生まれた日から3か月以内です。</p> <p>お子様は日本国籍とベトナム国籍の重国籍者となりますが、20歳までどちらかの国籍を選択する必要があります。この国籍選択にあたり、日本国籍を選択したい場合は、国籍留保の届出をしておく必要があります。国籍留保の届出期間は出生届と同じくお子様が生まれた日から3か月以内です。国籍留保の届出は出生届と同時にいただくことが出来ます。具体的には、出生届のその他欄に「日本国籍を留保する。」の記載及びその横にお父様又はお母様の御署名をしていただくこととなります。この署名は出生届の届出人欄の署名とは別に必要となります。 (担当: 市民課)</p> <p>出産一時金について 出産育児一時金制度は公的医療保険(健康保険、共済など)から出産時に一定の金額が支給される制度です。詳しくは加入されている健康保険へお問合せください。</p> <p>それとは別に吹田市では、伴走型相談支援と経済的支援を一体とした出産・子育て応援事業を実施しています。その一つに子育て応援ギフト(5万円相当)の給付があります。</p> <p>出産後、面談を予約し、面談を受けていただきましたら、申請用のQRコードをお渡ししますので、そこから申請してください。 ※面談について、原則、お子様の住民票があり、居住実態のある自治体で実施するため、帰国してから受けていただくこととなります。</p> <p>※ギフトについて、現在吹田市では、現金による給付を行っていますが、今後ギフト券等に代わる可能性があります。御留意ください。 ※申請期限については、お子様が3歳に達する日の前日までに限ります。 (担当: 母子保健課)</p> <p>その他想定されることについて 【お二人目のお子様について】 出生後、お子様がベトナムから帰国し、吹田市に住民登録をされましたら ① 児童手当額改定請求(増額) (吹田市に住民登録をした翌日から15日以内) ② 子ども医療証交付申請 (吹田市に住民登録をした日から3か月以内・対象のお子様の保険証が必要)をお手続きください。</p> <p>【お一人目のお子様について】 お母様とベトナムに行かれる際に住民票の海外転出届を出される場合は、現在の児童手当と子ども医療証の資格が転出予定日までをもって喪失しますので、帰国の際には上記と同様(児童手当については、児童手当認定請求)のお手続きが必要となります。 (担当: 子育て給付課)</p> <p>予防接種について、第一子、5歳のお子様は、日本脳炎ワクチン第一期追加がまだであれば、日本脳炎ワクチンの対象は7歳6か月未満であるため、まだ吹田市にいらっしゃるのであれば、接種してから選ばれることをお勧めします。 第二子のお子様は吹田市に住民票が入り次第、予防接種に関する案内が届きますので御確認ください。不明点は住民登録完了後に再度お問合せください。 (担当: 地域保健課)</p>	市民課、子育て給付課、母子保健課、地域保健課	R5.7.13	R5.7.24
46	続-67。『令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始しました』の改善要望	<p>10月2日掲出の市HPタイトル『令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始しました』の改善要望。</p> <p>⇒このタイトルでは、対象者が誰なのかが分かりません。</p> <p>・保育幼稚園室は、タイトルに具体性をもたせて対象者に分かりやすく、また申請漏れが無いような周知方法が必要。加えて、Hpに掲出後の確認をされたし。</p> <p>・市民に無駄なクリックをさせないためにも・・・。</p> <p>⇒[仮案]「保育士サポート給付金。令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始。【10月20日(金)締切】」</p> <p>※広報課へ供覧願います。 ※市民総務室の方へ、「供覧先への転送でお手数をお掛けしております。」</p>	<p>ホームページ(トップ画面)の新着情報欄の表記につきまして、ご指摘のとおり不十分な点がございましたことをお詫び申し上げます。今後は、対象者や更新内容が判別しやすい記載へと改めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.10.13	R5.10.25
47	職員の伝達ミス	<p>保育園の新年度申込年月の締切について、窓口で間違った日程を回答されたため締切に間に合わなかった。後日電話してその旨お伝えしたところ、絶対言っていないの一点張り。特にファーストコンタクトの方は、横柄な態度、名前を聞いてもなかなか名乗らず。その後、別のひと話を詰めて行くに応援の人もいたので曖昧な答えで、最後は担当者本人が覚えていたらという回答。誠意も感じない上に、あくまでこちら側の誤認という姿勢を崩されなかったことが非常に残念です。</p>	<p>はじめに、電話対応時に不快な思いをさせてしまったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。今後の丁寧な電話対応について、改めて室内で周知徹底を図ってまいります。</p> <p>また、窓口対応につきましても、引き続き、市民の方に誤解を招くことがないように、丁寧な対応に努めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.10.27	R5.11.9

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
48	児童部子育て給付課の対応について	<p>1.児童扶養手当現況届未提出のお知らせが届きました。 あて先の住所氏名の下段に〇〇様と個人名が記載されていたので個人宛の文章と理解しています。その内容の中に令和6年1月期以降の支払いを一時差し止めますという文言がありました。現在私は手当は支給されていません。「各位」なら該当する、しないがあるのはわかりますが個人宛の文章でなぜもらっていない手当がさも支給されているかのように記載されているのでしょうか。またその件を電話で確認したところ、この文章は国が作成しているので自分たちには責任はないという回答でした。そもそも現況届の申請は義務なのでしょうか。申請するしないはこちらの意思かと思っていたので申請していません。そしてさらにその電話が途中で切れた(切れたのか切ったのかはわかりませんが)のですが、時間外でこちらからかけられないのをいいことに折り返しの電話がかかってくるまででした。</p> <p>2.奨学金の申請について 以前、奨学金の申請でアポをとりお伺いした際、突然来庁したわけではないにも関わらずサンダル履き、手は10本すべて色の違うマニキュアで対応されました。さらに当時すでに離婚して10年以上経過しているにもかかわらず離婚理由を尋ねられました。 奨学金の申請に10年以上前の離婚理由がなぜ必要なのか理解できません。しかも子どもも同席なのに。困っている人の対応とはとても思えませんし、キラキラのマニキュアで対応され、神経を逆なでされているのでしょうか。 上記の対応に対して、納得のいくご説明をお願いします。</p>	<p>この度は、児童扶養手当等の手続きに係る当課職員の対応により、御不快な思いをさせてしまいお詫び申し上げます。</p> <p>1.児童扶養手当現況届未提出のお知らせが届きました。 児童扶養手当の現況届につきましては、児童扶養手当法施行規則第4条に「受給者(全部支給停止者を含む)は現況届を毎年提出しなければならない。」と定めがあり、未提出の方には国の通知に基づいた督促文書を送付いたしております。なお、新たな年度(令和5年度)の手当支給額は現況届を御提出いただいた後に前年所得に基づき審査するものでございます。 御指摘の文言につきましては、令和5年度(令和5年11月から令和6年10月分)において手当の支給が発生する方であっても、期限までに現況届の御提出がない場合は、令和5年度の初回支給月である令和6年1月期分以降の支払を一時的に差し止めることを教示しているものであり、現在の児童扶養手当の支給状況に関係なく送付させていただいております。 また、電話の件につきましては、御説明の途中で電話が不通となりましたのを、お切りになられたものと思い、折り返し電話を控えたことにより御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>2.奨学金の申請について 当時の対応において御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。以前のこととなりますため詳細はわかりかねますが、母子父子寡婦福祉資金の貸付の際には、その必要性を確認するためにひとり親になられてからの生活状況等を聞き取りさせていただいております。また、聞き取りの中で個々の状況に応じて必要な情報提供などに努めているところでございます。 職員的身だしなみにつきましては、日頃から来庁された方に不快感を与えないよう指導しているところではございますが、この度の御意見を受け、改めて身だしなみと接遇について指導いたしました。</p>	子育て給付課	R5.11.30	R5.12.14
49	保育園の利用調整基準について(改善要望)	<p>来年、3人目を出産予定で保育園の入園を希望しています。3人目が入所希望を出す頃には上の子供2人は小学校1年生と2年生になりますが、同じ兄弟でも保育園利用児がいる場合には8点加点されるのに、吹田市立留守家庭児童育成室を利用する幼い児童がいる家庭であっても利用調整ポイントが1点しか加点されないのは何故ですか？5年生以上の小学生の場合は1人で留守番ができたり理解できますが、せめて吹田市立留守家庭児童育成室を利用する小学生がいる家庭は、保育園児と同じく8点の加点にしてもらえないのでしょうか？仕事復帰したくとも、点数が足りなく激戦区のため、仕事復帰ができません。 24年度から2人目以降は0歳児から保育料無償化にしてくださったことで、4月の一斉申し込みの人数が例年の倍以上になっていると聞きました。仕事復帰を希望している保育園が必要な人が、今まで以上に希望の保育園に入れなくなると危惧しています。 どうか、小学生以上の兄弟の加点方法の見直しをお願いいたします。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準におけるきょうだい在園・同時申込加点(+8点)の趣旨は、就労中等の保護者の負担が大きい、「在園児(申込児)とのきょうだい分園」の回避を目的としていることから、加点の適用範囲を保育所等の利用調整の及ぶ範囲に設定しております。そのため、留守家庭児童育成室を利用されている方も含めた小学校6年生までのきょうだいがいる場合と、加点において差を設けております。 利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R5.12.18	R5.12.26

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
50	相談時のプライバシー確保の改善要望	<p>保育幼稚園室で要配慮保育の面談中、同じ部屋に別の保護者が入室し面談を開始しました。私にはその保護者の顔が判別でき、始まった会話も聞こえる状態でした。</p> <p>会話内容はもちろん、「誰が対象なのか」もプライバシーに深く踏み込んだ情報です。よって、このように面談場所を重ねることはあり得ないと考えます。お忙しい業務だとは思いますが、1人1部屋を確保するか、場所の確保が出来ない場合は日程を伸ばしてご対応ください。</p> <p>当日は場所を変えていただき、配慮不足についてご担当者様から謝罪がありました。今後再発させず、確実にプライバシーを確保していただきたく、改めてお送りする次第です。</p>	<p>12月に実施させて頂きました要配慮保育の面接においては、こちらの配慮不足により、大変御迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。面接の日時に関しては、保護者様からの御希望を反映できるように実施しておりますが、お知り合いの方と重なった時間に御案内してしまったことに関しては、こちらが十分に確認し配慮すべきことであります。要配慮保育の面接は配慮すべき内容が多く含まれておりますので、今後の面接の実施方法を十分に検討し、すべての方に安心して面接を受けて頂けるように取り組んで参りたいと思います。</p>	保育幼稚園室	R5.12.27	R5.12.28
51	保育園の利用調整基準について	<p>○保育園の利用調整基準の「自営業で、かつ就労拠点が居宅内の保護者」が-2点される項目について見直しを求めます。</p> <p>本件は電話で担当者にも申し上げましたが「ご意見いただければ検討する」とのことで、電話でのお話で今年度(来年度?)に必ず検討するとのご回答が得られなかったため、正式に意見として提出させていただきます。</p> <p>なお、検討の際は少なくとも以下の点をご考慮ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナにより在宅勤務が増えたことを理由に、通勤時間が1時間以上である場合の加点を廃止したこと ・会社員であっても、ほとんど出勤することなく在宅で勤務を行う人が存在すること ・就労拠点(事務所)が自宅内であっても、実際に仕事に費やす時間の多くが事務所外である場合があること ・時間を裁量して昼間の時間を確保することが可能であっても、仕事や収入が減ること、代わりとして夜中や休日に仕事を行いQOLに大きな影響があること <p>○電話で当方の点数をお伺いした際、選考時に市が気づいていなかった加点のミスが発覚しました。</p> <p>たまたま当方の結果に影響はありませんでしたが、今後の対策をどのように実施するのか示してください。</p> <p>なお、申込みの際に保護者から利用基準点を申告することも有効と考えます。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準におきましては、就労要件の場合、主に就労の継続性、拘束性、融通性等を勘案して指数を設定しているため、居宅内労働につきましては、現時点では減点項目を設けておりますが、利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有させていただきますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、指数につきましては、御提出いただいた保育が必要な理由を証明する書類(勤務(内定)証明書等)を基に、雇用形態や給与体系、雇用主との関係などを考慮し、総合的に判定しております。これまでも記載内容の見落としや入力ミスを防ぐため、担当者による確認作業を実施してまいりましたが、改めて確認作業の手順を再確認するとともに、複数人での確認作業を徹底してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R6.1.29	R6.2.5

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
52	保育園入所申込について	<p>夫婦ともに正社員フルタイム勤務ですが保育園に落選しました。急ぎ小規模や認可外等を探していますが、岸部近辺は小規模、認可外が少なく空きもありません。最近はこの辺りも新しいマンションや戸建てが増え、子どもの数がかなり増えてきています。近々、この辺りに新しく保育園を増やしたり、各保育園の定員を増やす等の予定はあるのでしょうか？また、見学の際、保育士の方に聞いたのですが、令和6年度4月の申込が例年おおよそ3000のところ3300超だったと聞きました。300の受け皿はどう対応される予定でしょうか？育休期間も限りがありますし、現状ですと保育園に入れるかとても不安な毎日です。</p> <p>また、勤続年数での加点はどういった意図があるのでしょうか？近年転職をよくある話ですが、転職したことで不利になるとは思いませんでした。正社員として働いていますし、そもそも子どもの保育園にはあまり関係がないように思います。今後、加点項目の見直しをご検討願います。</p>	<p>この度は、御希望の施設利用が叶わず、御負担をお掛けいたしております。</p> <p>まず、保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、整備計画に基づき、保育施設の整備などを計画的に進めております。お住いの地域(岸部・片山地域)については、未就学児の人口は減少していることから、現在策定しております令和2年度から令和6年度までの整備計画においては、新たな保育施設の整備計画はございません。なお、令和7年度からの整備計画の策定に当たりましては、今後のニーズ調査の結果等も踏まえ、必要な整備量の確保について、適切に対応してまいります。</p> <p>次に、従来からの本市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を新たに設けておりますが、利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂戴しました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有させていただきますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくご願ひ申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R6.2.5	R6.2.15
53	統-93。こども発達支援センターの屋根に草(高さ約1m)が何本も生えています。	<p>屋根が損傷しないうちに、除草が必要。草の根っこは強力です。 ⇒添付画像。(地表・高所から撮影) Q:施設の外観の点検頻度、直近の点検月日を教えてください。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市立こども発達支援センターは、毎年、建築基準法に基づく建築設備点検を実施しており、今年度の点検日は7月9日です。 屋根の外観は点検対象ではないため、点検業者からの指摘はありませんでしたが、今回のお声をいただき、すぐに除草対応を行いました。</p>	こども発達支援センター	R6.2.14	R6.2.15
54	統-93-2。こども発達支援センターの屋根に草(高さ約1m)が何本も生えています。	<p>2月14日に投稿で、2月15日に回答を頂きました。「毎年、建築設備点検を実施しており、屋根の外観は点検対象ではないため、点検業者からの指摘はありませんでしたが、すぐに除草対応を行いました。」 ・個人的な考えですが、毎年点検をされているとの事ですが、屋根については、点検対象外との事。 Q:毎年の定期点検以外の施設の安全確認が必要と考えます。 ⇒極論ですが毎年点検の日だけが異常が無いだけで、翌日に地震や台風(飛来物)などによる異常が生じた場合の施設の安全が確認されない事になります。 ・元日に能登半島で巨大な地震があり、吹田市は震度4です。震度4は吹田市では、対策本部の設置…となっております施設の点検が必要なレベルと思います。 ⇒添付画像。能登地震(1月1日)。大阪府北部(吹田市)震度-4。 ・現場は、日常での通行でも明らかに発見できます。⇒添付画像-2(除草前後) ※多くの園児や職員の安全を守るためにも、また再発防止や施設の異常発見時の早期手配など、危機管理意識が必要。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>前回の回答が分かりにくく、申し訳ありませんでした。 事業者による建築設備点検は毎年1回の実施ですが、施設管理を行う職員が、日々の業務を通じて目視による点検を行っています。 故障箇所があれば、適宜対応してまいりましたが、屋根の外観は気づかなかったため、先日のご指摘を受けてすぐに対処いたしました。 今後も適切な施設管理に努めてまいります。</p>	こども発達支援センター	R6.2.26	R6.2.28